

第5回：令和の受贈・相続事情 その② ～相続資産の規模と形態について

三井住友トラスト・資産のミライ研究所 所長 丸岡 知夫

前回は、少若多老の時代における「資産の受け取り方」について、資産のミライ研究所のアンケート調査から、相続や生前贈与を受けた経験の有無、受けた年齢について報告しました。今回はその続編として「相続」に焦点を当て、相続時の「資産規模」「資産形態（金融資産、不動産など資産種別）」についての調査結果を紹介します。

1. 相続資産額は全体平均で2346万円



今回、ミライ研の「住まいと資産形成に関する意識と実態調査2022年」では、「相続を受けたことがある」と回答した1766人に対して、相続した資産規模について尋ねたところ、【図表1】のような結果となりました。

【図表1】相続を受けた資産額

(%) (万円)

回答者数	~50万円未満	50万円以上~100万円未満	100万円以上~500万円未満	500万円以上~1000万円未満	1000万円以上~2500万円未満	2500万円以上~5000万円未満	5000万円以上~1億円未満	1億円以上~5億円未満	5億円以上	わからない、答えたくない	平均値
TOTAL	1766	4.0	4.7	15.1	12.8	14.0	6.5	2.9	1.7	0.2	38.2 2345.9
20-29歳	128	8.3	11.6	12.8	32.2	8.0	1.2	0.1	0.6	0.0	25.2 906.0
30-39歳	117	15.0	3.2	22.0	12.9	3.6	5.1	2.3	0.5	2.0	33.4 2628.0
40-49歳	208	4.6	11.1	20.3	12.1	6.1	5.3	2.4	1.1	0.2	36.9 1676.7
50-59歳	494	4.8	2.4	15.9	8.2	15.5	6.1	2.7	2.8	0.0	41.6 2849.8
60-69歳	819	1.1	3.5	12.7	12.7	17.5	8.1	3.7	1.5	0.0	39.1 2462.8

相続資産額の平均は、全体で2346万円となりました。年代別の平均値を見てみると、相続資産額1億円以上の比率の多寡によって、平均額にも差が生じているようです。各年代の回答者数が大きくなりこともあり、相続資産額の高額者比率が年代別の平均額の多寡に影響していると考えられます。

ただ、受け継いだ資産の平均額の大小は関心が集まる「数字」ではありますが、その起点が「相続」であることもポイントです。相続時に年齢が若くとも「1人の相続人」として資産を受け継ぎますので、「相続時年齢の老若」に関わらず、相応の相続資産規模になっていると考えられます。



2. 相続資産の主な形態は現預金と不動産

アンケートでは、相続した資産規模と合わせて、資産の形態（金融資産、不動産などの資産種別）についても尋ねています【図表2】。

相続した資産種別に「現預金」が含まれていた方が約7割、不動産（住居）、不動産（土地）など

〔図表2〕相続した資産の形態（複数回答可）

（%）

回答者数	現預金	株式	債券 (国債など)	投資信託	不動産 (住居)	不動産 (土地)	その他
TOTAL	1766	70.4	16.2	5.0	6.4	35.5	40.5
20-29歳	128	67.1	27.2	10.6	10.5	18.9	9.9
30-39歳	117	61.9	18.8	6.4	6.7	19.4	18.8
40-49歳	208	65.0	14.7	9.6	6.0	34.4	32.7
50-59歳	494	68.8	15.0	5.8	6.0	36.9	43.6
60-69歳	819	74.5	15.3	2.3	6.1	40.0	48.5

が含まれていた方がそれぞれ約4割という結果になっています。

年代別の回答分布を見てみると、40歳代以降では現預金が約6～7割、不動産（住居・土地）が3～4割となっています。20歳代・30歳代では、現預金は6～7割で全体平均とほぼ同じ比率ですが、不動産（住居・土地）の比率は全体平均よりも低い比率になっています。

これは、前回にお伝えした「誰から相続したのか」の調査結果で、20歳代・30歳代では実祖父母・実父母からの比率が双方とも高く、40歳代以降では実父母からの相続の比率が7割以上だったことから、実祖父母からの相続資産種別としては「現預金」のケースが多く、実父母から相続する資産種別には「現預金」とともに「不動産」も受け継ぐケースが多いのではないかと推測されます。

3. 受け継いだ資産を「マネープラン」の中に位置付けてみる



少若多老の時代において、若年層は兄弟姉妹の数が少なく、一人っ子のケースも多いかと思われます。今後、職務のジョブ化や労働の流動化、副業兼業化が進む中で、同じ企業・組織に所属し続け、その中で、右肩上がりの収入曲線をイメージしていくことがフィットしない時代になるかもしれません。一方で、世代間の資産の承継という面では、「大相続時代」を迎えることで、自分の上の世代からまとまった資産がもたらされるケースが増えてくることも考えられるでしょう。

例えば、〔図表1〕「相続資産の平均額」規模で資産を受け継いだと想定しますと、ご自身の「老後資金2000万円問題」に対する不安は和らぐように思います。同時に、ご存命の父母世代の「老後資金」についての責任の増大や、不動産（土地・住居など）の相続があれば、その管理・納税やリフォームなどに関する支出についても考えていく必要が生じてくるかも知れません。「相続」は「資産だけ」を受け継ぐのではなく、家族・親族の関わりの中で、「役割や責任」も受け継ぐものとも考えられます。

前の世代から受け取った資産を、ご自身のライフプランやマネープランの中でどう位置付け、管理していくのか、また、それをご自身の老後資金やライフイベントにどう活用していくのかという観点で、相続時における「ライフプランやマネープランの策定（もしくは見直し）」が、今後いっそう重要になってくると考えられます。

まるおか ともお 1966年生まれ。1990年早稲田大学法学部卒業、同年住友信託銀行（現・三井住友信託銀行）に入社。確定拠出年金業務部にてDC投資教育、継続教育のコンテンツ作成、セミナー運営に従事。2019年より現職（三井住友信託銀行／人生100年応援部を兼職）。主な著作として、『安心ミライへの「資産形成」ガイドブックQ&A』（金融財政事情研究会、2020）がある。